

札幌市告示第 5213 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第4項の規定により、平成24年札幌市告示第2653号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成30年（2018年）10月4日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市白石区本通6丁目北54の一部
- 2 特定有害物質
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

以上